

# 紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

紋 別 市

# 目 次

I. はじめに	1
II. 基本的な方針	2
1. 基本的な戦略	2
2. 基本的な考え方	2
3. 対策実施上の留意点	3
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	4
5. 対策推進のための役割分担	6
6. 行動計画の主要5項目	8
(1) 実施体制	8
(2) 情報提供・共有	8
(3) まん延防止に関する措置	9
(4) 予防接種	10
(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	13
III. 各段階における対策	14
未発生期	14
(1) 実施体制	14
(2) 情報提供・共有	14
(3) まん延防止に関する措置	15
(4) 予防接種	15
(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	15
海外発生期	16
(1) 実施体制	16
(2) 情報提供・共有	16
(3) まん延防止に関する措置	16
(4) 予防接種	17
(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	17
国内発生早期	18
(1) 実施体制	18
(2) 情報提供・共有	18
(3) まん延防止に関する措置	19
(4) 予防接種	19
(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	19
国内感染期	20
(1) 実施体制	20
(2) 情報提供・共有	20
(3) まん延防止に関する措置	21

(4) 予防接種	21
(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	21
<b>小康期</b>	23
(1) 実施体制	23
(2) 情報提供・共有	23
(3) まん延防止に関する措置	23
(4) 予防接種	23
(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	24
用語解説	25
<b>参考資料</b>	27
紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱	28
紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会 名簿	29
紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定経過	30

## I. はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置法等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 25 年 4 月に施行された。

こうした動きを受け、紋別市においても新型インフルエンザ及びそれと同様の感染力と社会的影響が懸念される感染症の脅威から市民の生命・健康を保護するため、特措法及び感染症法に基づき、本市の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施するため、「紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成することとした。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおり。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、政府行動計画及び道行動計画については、今後の新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとされているため、市行動計画についても必要に応じて追加・改定するものとする。

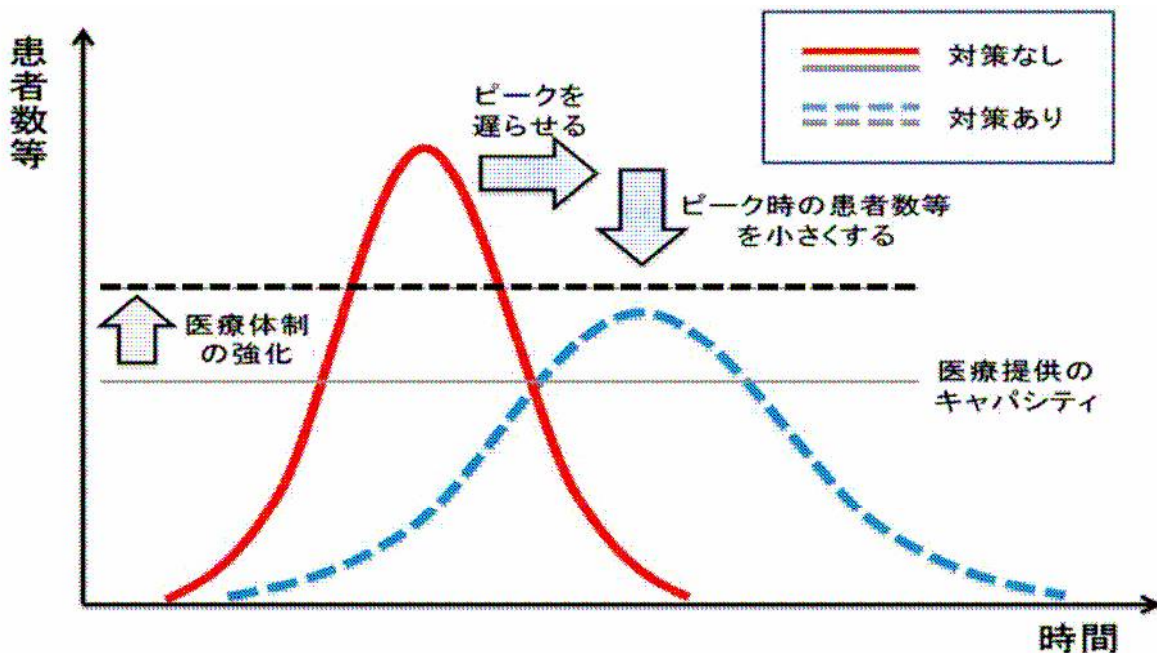
## Ⅱ. 基本的な方針

### 1. 基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしている。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入は避けられず、長期的に多くの国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしており、市としても国、道と緊密に連携し、国や道と同様に次の2点を主たる目的とする。

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

<対策効果 概念図> ※政府行動計画より



### 2. 基本的な考え方

国は、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしている。また、道においても国の基本的考え方を踏まえながら道における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととしており、本市においても国及び道の基本的考え方を踏まえながら新型インフルエンザ等対策に取り組むこととする。

- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、

さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講じる。

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- ・事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・日頃から手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ・特に治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS(重症急性呼吸器症候群)のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### 3. 対策実施上の留意点

紋別市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととする。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置（以下「緊急事態措置」という。）を講ずる必要がないこともあり得ると考えられる。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

紋別市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、北海道新型インフルエンザ等対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

#### (4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

#### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右され、現時点で正確に予測することは困難であるが、本市行動計画では、政府行動計画及び道行動計画と同様に、被害の想定を行う。

想定

- ・ 全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定
- ・ 過去に世界で大流行したインフルエンザにより、中程度を致命率 0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）、重度を致命率 2.0%（スペインインフルエンザのデータ）と想定
- ・ 全国の数値は、米国疾病予防管理センターにより示された推計モデルに、我が国の人口構成等の状況をあてはめて算定したもの。全道の数値は、全国の数値を人口比で按分したものであり、紋別市の数値も同様である。
- ・ 1日あたりの最大入院患者数は、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算

#### 【新型インフルエンザ患者数の推計】

	全国（128,057,000人）		全道（5,506,419人）		紋別市（24,750人）	
医療機関 受診者数	約 1,300 万人～ 約 2,500 万人		約 55 万 9 千人～ 約 107 万 5 千人		約 2,510 人～ 約 4,830 人	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者 数	約 53 万人	約 200 万人	約 2 万 3 千人	約 8 万 6 千人	約 100 人	約 390 人
死者数	約 17 万人	約 64 万人	約 7 千人	約 2 万 8 千人	約 30 人	約 120 人
1日当 たりの最大 入院患者 数(注)	約 10 万 1 千人	約 39 万 9 千人	約 4 千 300 人	約 1 万 7 千人	約 20 人	約 80 人

(注) ・平成 22 年国勢調査結果から試算。

・流行発生から 5 週目と推計される。

・本推計では、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果、我が国の医療体制、衛生状態等を考慮していない。

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、一つの例として以下のような影響が想定される。

- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のみ患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。



## 5. 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ・WHO(世界保健機関)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### (2) 道の役割

- ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を果たす。
- ・市町村と緊密な連携を図る。

### (3) 本市の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・本市は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

### (4) 医療機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連

携体制の整備に協力する。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

#### （５）指定地方公共機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### （６）登録事業者の役割

- ・ 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### （７）一般の事業者の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

- ・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

- ・ 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### （８）市民の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 6. 行動計画の主要5項目

### (1) 実施体制

- ・全市的な危機管理の問題として取り組む。
- ・国、道、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。
- ・新型インフルエンザ等が発生する前においては、「新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議」を開催し、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。
- ・新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされたときには、特措法及び紋別市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき直ちに市対策本部を設置し、必要な措置を講じる。

### 紋別市新型インフルエンザ等対策本部の構成

#### ①組織

- ・本部長は市長をもって充て、対策本部の事務を総括する。
- ・副本部長は副市長をもって充て、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- ・本部員は、教育長及び各部長職をもって充てる。
- ・本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。
- ・本部長は、必要と認めるときは、部を置くことができる。
- ・事務局 保健福祉部健康推進課

#### ②市対策本部会議

- ・本部長は必要に応じ対策本部の会議を招集する。

### (2) 情報提供・共有

#### ア 目的

- ・国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、道、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含む。

#### イ 情報提供手段の確保

- ・市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### ウ 発生前における市民への情報提供

- ・新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果な

どについて、道と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。

・学校、保育施設等は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供する。

## エ 発生時における市民への情報提供及び共有

### (ア) 発生時の情報提供

・発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

・テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。

・誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

・媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を活用する。

### (イ) 市民の情報収集の利便性向上

・国は、関係省庁の情報、道や市の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設するとしていることから、市民の情報収集の利便性向上のため、市はこれを活用する。

## オ 情報提供体制

・提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、市対策本部に広報対策担当を配置し、適宜適切に情報を発信する。

・コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。

## (3) まん延防止に関する措置

### ア 考え方

・流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。

・流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。

・個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる。

・まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

## イ 主なまん延防止対策

・個人における対策については、道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、道が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

・地域、職場における対策については、道内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、道が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、その対策の実施に協力する。

・その他、海外で発生した際、国や道が行う検疫等の水際対策に関して、帰国者の健康観察等に協力する。

## (4) 予防接種

### ア ワクチン

・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

・備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### イ 特定接種

#### (ア) 特定接種とは

・特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

#### (イ) 対象となり得る者

・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### **(ウ) 対象となり得る者の基準**

・住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

・指定公共機関制度による考え方には該当しないが、政府行動計画では特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されている。

・これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

### **(エ) 基本的な接種順**

- ・医療関係者
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・それ以外の事業者

### **(オ) 柔軟な対応**

・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

### **(カ) 接種体制**

#### **a 実施主体**

##### **(a) 国によるもの**

・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

##### **(b) 道**

・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

##### **(c) 市**

・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

#### **b 接種方法**

・原則として集団的接種。

・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

## ウ 住民接種

### (ア) 種類

#### a 臨時の予防接種

・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行われる。

#### b 新臨時接種

・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

### (イ) 対象者の区分

・以下の 4 つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

#### a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

b 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

#### c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

### (ウ) 接種順位の考え方

・新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

#### a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

##### ○成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順で重症化しやすいと仮定

##### ○高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順で重症化しやすいと仮定

##### ○小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順で重症化しやすいと仮定

#### b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

##### ○成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順で重症化しやすいと仮定

##### ○高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順で重症化しやすいと仮定

c. 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることも重点を置く考え方

<b>○成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合</b>
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順で重症化しやすいと仮定
<b>○高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合</b>
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順で重症化しやすいと仮定

#### (エ) 接種体制

- ・住民接種については、紋別市が実施主体となり、集団接種を基本とする。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

#### エ 留意点

- ・特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

#### (5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、道、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。
- ・また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、国、道等と連携して働きかける。



### Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要 5 項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にする。

#### 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

#### 目標

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国、道、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

#### 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・ 国、道、国際機関等からの情報収集等を行う。

#### (1) 実施体制

##### ① 行動計画等の作成

- ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 市行動計画に基づき、業務継続計画の策定、マニュアルの整備を行う。

##### ② 連携強化

- ・ 道、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

#### (2) 情報提供・共有

##### ① 体制整備等

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準

備を進める。

- ・関係部局間での情報の共有体制を整備する。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

### **(3) まん延防止に関する措置**

#### **①感染対策の実施**

・住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

### **(4) 予防接種**

#### **①特定接種を行う事業者の登録**

・市は、国が行う登録作業に係る周知、登録申請等に協力する。

#### **②特定接種体制の構築**

・市は、国の要請を受け、職員に対する特定接種の接種体制を構築する。

#### **③ 住民接種体制の構築**

・市は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

・市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

・市は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

### **(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置**

#### **①新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備**

・市は、国の要請に基づき、道と連携し、道内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

#### **②火葬能力等の把握**

・市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬を円滑に行うため、道が進める体制整備に、国と共に連携して取り組む。

#### **③物資及び資材の備蓄等**

・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行う。

## 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### 目標

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・国内発生に備えて体制の整備を行う。

### 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、道、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・道等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、道内発生に備え、道内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、道内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### (1) 実施体制

- ・市は、国の基本的対処方針及び道の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

### (2) 情報提供・共有

#### ①情報提供体制

- ・国からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。

### (3) まん延防止に関する措置

#### ①感染対策の実施

- ・住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

#### **(4) 予防接種**

##### **①特定接種**

・市は、道と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。

・市は、国、道と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### **②住民接種**

・市は、国、道と連携して、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種に関する接種体制構築の準備を行う。

#### **(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置**

##### **①遺体の火葬・安置**

・市は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

## 国内発生早期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことが出来る状態。

### 目標

- ・感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### 対策の考え方

- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、道内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、道等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・発生状況に応じて医療体制や拡大防止策について周知する。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、道内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

## (1) 実施体制

- ・市は、国の基本的対処方針及び道の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

### 【緊急事態宣言がなされている場合】

#### ① 対策本部の設置

- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

## (2) 情報提供・共有

### ① 相談窓口の体制充実・強化

- ・国からの要請に従い、相談窓口による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。
- ・国及び道が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

### ② 情報提供

- ・個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

### (3) まん延防止に関する措置

- ・引き続き、住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・道が行う患者対策や濃厚接触者対策について、要請に基づいて対応する。

### (4) 予防接種

#### ①特定接種

- ・市は、国、道と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### ②住民接種

- ・市は、国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を実施する。なお、接種の実施に当たっては、国及び道と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。また、道へ接種に関する情報を提供するとともに、住民に対して情報提供を行う。
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。
- ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

#### 【緊急事態宣言がなされている場合】

#### ①住民接種

- ・市は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

### (5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・市は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

#### 【緊急事態宣言がなされている場合】

#### ①生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

#### ②水の安定供給

- ・水道事業者である市は、当該事業を継続するために別に定める計画により、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

## 国内感染期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

### 目標

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

### 対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制

- ・ 市は、国の基本的対処方針及び道の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

#### 【緊急事態宣言がなされている場合】

##### ①対策本部の設置

- ・ 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

### (2) 情報提供・共有

#### ①相談窓口の体制充実・強化

- ・ 国からの要請に従い、相談窓口による適切な情報提供の実施ができるような体制の充

実・強化を行う。

・国及び道が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型コロナウイルス等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

## ②情報提供方法

・個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

## （３）まん延防止に関する措置

### ①まん延防止対策

・引き続き、住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

・道が行う患者対策や濃厚接触者対策について、要請に基づいて対応する。

・市の施設の閉鎖や市の主催行事の中止又は延期について検討する。

## （４）予防接種

### ①特定接種

・市は、国、道と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

### ②住民接種

・市は、国、道と連携し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### 【緊急事態宣言がなされている場合】

### ①住民接種

・市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## （５）住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### ①遺体の火葬・安置

・市は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

### ②要援護者への生活支援

・市は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。



## 【緊急事態宣言がなされている場合】

### ①生活関連物資等の価格の安定等

・市は、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

・市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・市は、生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

### ②火葬の特例等

・市は、国の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。

・市は、国の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

### ③水の安定供給

・水道事業者である市は、当該事業を継続するために別に定める計画により、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### ④要援護者への生活支援

・市は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

## 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

### 目標

- ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

#### ①対策本部の廃止

- ・ 緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに対策本部を廃止する。

### (2) 情報提供・共有

#### ①相談窓口の体制の縮小

- ・ 状況を見ながら相談窓口の体制を縮小する。

### (3) まん延防止に関する措置

#### ①まん延防止対策

- ・ 引き続き、住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

### (4) 予防接種

#### ①住民接種

- ・ 市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を進める。

#### 【緊急事態宣言がなされている場合】

#### ①住民接種

- ・ 市は、国及び道と連携し、必要に応じ、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

## (5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### ①要援護者対策

・市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

### 【緊急事態宣言がなされている場合】

#### ①緊急事態措置の縮小・中止

・市は、国、道等と連携し、市内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。

## 【用語解説】

### ○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

### ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### ○指定地方公共機関

都道府県の区域内において、電気、ガス、運輸、通信、医療など公益的事業を営む法人で、あらかじめ、その法人から意見を聴いて知事が指定するもの。指定地方公共機関は、災害その他の緊急事態に対して、その業務について、自らが定める「国民の保護に関する業務計画」に基づいて、国民の保護のための措置を実施することとされている。

### ○新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

### ○新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○致死率（致命率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

## ○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

## ○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

## ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

## 参 考 资 料

## 紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項に基づき紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するにあたり、新型インフルエンザ及びそれと同様の感染力と社会的影響が懸念される感染症の脅威から市民の生命・健康を保護するために本市が実施すべき事項を明らかにし、有識者や広く市民からの意見を取り入れ、その計画に反映させるため、紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (業 務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関することを業務とする。

### (組 織)

第3条 策定委員会の委員は、識見を有する紋別市民の中から市長が選任する。

### (役 員)

第4条 策定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、必要あるときは、その職務を代行する。

### (任 期)

第5条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

### (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が行う。

### (事務局)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部健康推進課が行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めのない事項は、その都度協議して決定する。

### 附 則

この要綱は、平成26年11月4日から施行する。

## 紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会 名簿

種別	所属	職名	氏名
学識経験者	保健福祉部	保健センター長	加藤 延夫
	保健福祉部（保健医療福祉連携）	アドバイザー	細谷 辰之
医療関係者	紋別医師会	理事	門馬 靖宏
	広域紋別病院	副院長	石川 ひろみ
行政機関	紋別保健所	所長	森 典久
関係団体	紋別警察署	署長	酒井 正樹
	紋別市社会福祉協議会	常務理事	北野 慎治
	紋別商工会議所	専務理事	関原 功三
	紋別市町内会連絡協議会	会長	村上 信一
教育機関	学校法人紋別大谷学園	学園長	橘 有三
	紋別市立小中学校校長会	会長（紋中校長）	浜本 孝
	北海道紋別高等学校	校長	猪股 康行
	北海道紋別高等養護学校	校長	倉内 慶一

### 事務局

保健福祉部	部長	佐藤 久祐
	健康推進課長	大平 朱美
	健康推進課保健予防係長	嘉島 昌司
	健康推進課保健指導係長	高橋 明美
	健康推進課保健予防係主任	濱元 修之



## 紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定経過

日 付	委 員 会 開 催	主 な 審 議 事 項
平成 26 年 12 月 15 日	第 1 回紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員会設置要綱の説明</li> <li>・計画策定の趣旨、計画の位置づけ</li> <li>・策定委員会の審議事項及び今後の委員会の開催予定</li> </ul>
平成 27 年 1 月 27 日	第 2 回紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画(案)の検討、審議</li> <li>・実際に発生した際の具体的な対応方法の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>○市対策本部の設置基準</li> <li>○発生情報等の集約先は？</li> <li>○保健センターと保健所の連携</li> <li>○一般の患者との隔離方法</li> <li>○大量発生した場合の収容先</li> <li>○万が一、日本初で紋別市またはその周辺で発生した場合の対応</li> </ul> </li> </ul>
平成 27 年 3 月 23 日	第 3 回紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動計画(案)、内容一部修正</li> <li>・ 行動計画策定</li> </ul>

紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画

発 行 紋別市

発行日 平成27年 3月

編 集 紋別市保健福祉部健康推進課